

# 令和6年度学校教育ボランティア保険のご案内

## 市立学校における ボランティア活動中のケガや事故を補償します！

### 学校教育ボランティア保険とは

学校の教育活動を支援するボランティアの方々に、安心して活動を行ってもらうため、教育委員会で一括して保険に加入しています。  
この保険は、学校管理下での活動中の事故に対して補償を行うものです。

#### 保険の特徴



- 【安心】** 住居と活動場所間の、経路往復中の事故も対象となります。
- 【万全】** 活動中のケガのほか、次の疾病も対象となります。  
対象となる疾病：日射病や熱射病などの熱中症、細菌性食中毒
- 【簡単】** 加入手続きが不要で、保険料負担がありません。  
横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。

### 対象となる方

#### 学校管理下でのボランティア活動者

※以下のボランティアは対象外です。

- ・学校の依頼を受けてボランティア活動に従事する児童・生徒の保護者
- ・教育委員会からの派遣者等で他の保険が適用される者（アシスタントティーチャー、特別支援教育支援員など）

※学校で採用するボランティアについては、ボランティア活動者について学校が把握されていることをもって対象者としてします。「横浜市『学校教育ボランティア』の活用に関する指針」（以下、指針）にある様式の原本を学校で保管してください。

学校教育ボランティア以外のボランティア（YICAサポーター、母語支援ボランティア、学校巡回員、学び直し学習支援員、ノートテイクボランティア等）は、指針にある様式に準ずる書類を学校で保管してください。

### 対象となる活動

#### 学校又は教育委員会からの依頼により学校の教育活動への支援を行う、 学校管理下でのボランティア活動

【活動例】

- ・一般学級や個別支援学級における学習・生活指導支援
- ・帰国・外国人児童生徒への学習支援
- ・校外学習引率補助
- ・花壇や樹木の整備、図書室整備等の校内環境整備
- ・校門、校舎の施錠確認等学校内の安全管理、登下校時の通学路の見守り

#### ●お問合せ窓口

**教育委員会事務局 学校支援・地域連携課 地域連携係**

電話：671-3278 FAX：681-1414

## 事故が起こった後の手続き方法

学校では、事故の日時や場所、状況を明確にし、「事故発生の報告」手続きをお願いします。

### 事故発生の報告【学校⇒学校支援・地域連携課】

#### (1) 事故報告【学校】

事故の状況等をよく確認し、学校支援・地域連携課へ一報を入れてください。

その後、下記の書類を作成し、事故が起きた日から 14 日以内に学校支援・地域連携課へ提出してください。(写しを学校で保管してください。)

- ・事故報告書【様式1】
- ・学校教育ボランティア活動者証明書【様式2】

#### (2) 学校教育ボランティア登録の確認【学校】

学校で採用したボランティアについては、指針にある様式が保管されているか確認してください。学校がボランティア活動者について把握している方が保険の対象になります。

#### (3) 事故報告書等の確認【学校支援・地域連携課】

学校から提出された【様式1】【様式2】の記載内容を確認します。

確認次第、保険会社に報告します。

### 保険金請求書類の作成・提出【学校支援・地域連携課⇔被補償者】

#### (4) 被補償者へ必要書類の案内【学校支援・地域連携課】

保険会社が当該事故について受理した場合には、学校支援・地域連携課から当該ボランティア（以下「被補償者」）へ、保険金の請求に必要な書類を案内します。

#### (5) 書類の作成・提出【被補償者】

被補償者は、ケガ（又は疾病）が治癒した時点、もしくは事故日より180日が経過した時点で、保険金の請求に必要な書類一式を学校支援・地域連携課へ提出します。

- ・保険金の請求に必要な書類※
- ・診察券の写し
- ・領収書の写し

※ケガの内容や補償金額によって、必要な書類が変わります。

#### (6) 提出書類の確認【学校支援・地域連携課】

被補償者から提出された書類の記載内容を確認し、保険会社に提出します。

### 保険金の支払い【保険会社⇒被補償者】

#### (7) 保険金の支払い【保険会社】

保険会社は、書類の記載内容について確認・調査を行った後、被補償者が指定した口座に保険金を振り込みます。保険会社から被補償者へ、保険金の支払手続きが完了した旨の通知（はがき）が届きます。

## 対象となる事故・補償内容

### 1 対象となる事故

#### (1) 傷害事故

ボランティア活動中に発生した急激かつ外来の事故によって、ボランティア活動中の活動者が死亡または負傷した事故

#### (2) 賠償事故

ボランティア活動中の活動者が、活動者の過失により、ボランティア活動中の活動者又は第三者の生命、身体、財物又は保管物に損害を与え、当該活動者が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負う事故

### 2 補償の内容

< 令和6年度版 >

保険金種類			保険金額		補償の対象となる事故例	補償の対象とならない場合(主なもの)		
① 傷害事故	死亡補償	傷害事故によるケガ・疾病が原因で、事故の日から180日以内に死亡した場合。	傷害	500万円	<p>ボランティアが遠足の付き添い活動中に、階段を踏み外して骨折し、手術の必要が生じた。</p> <p>ボランティアが校庭の草取りをしていたところ、熱中症になり入院した。</p> <p>ボランティア活動の帰りに、歩道橋で足をすべらせ転倒し、後遺症が残った。</p> <p>ボランティア活動に必要な研修を行っている最中に、誤って転倒し、通院が必要となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>故意または、重大な過失による事故</li> <li>ケンカや自殺、犯罪行為による事故</li> <li>無免許、飲酒運転による事故</li> <li>麻薬等の使用による事故</li> <li>くも膜下出血、脳梗塞などの脳疾患や疾病（熱中症、細菌性食中毒を除く）によるもの</li> <li>むち打ち症や腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの</li> <li>デング熱</li> <li>新型コロナウイルス感染症</li> </ul> <p>など</p>		
		傷害事故によるケガ・疾病が原因で、事故の日から180日以内に後遺傷害が生じた場合。	傷害	500万円(限度額)				
	後遺障害補償	傷害事故によるケガ・疾病が原因で、事故の日から180日以内に後遺傷害が生じた場合。	傷害	500万円(限度額)				
			疾病	500万円(限度額)				
		療養補償	傷害事故によるケガ・疾病が原因で、事故の日から180日以内に入院や通院した場合。	入院日額(180日限度)			傷害・疾病	3,500円
				手術			傷害・疾病	入院日額×倍率 ※手術の種類により倍率が決まります。
		通院日額(180日以内の通院に対して90日限度)	傷害・疾病	2,500円				
② 賠償責任事故	身体賠償	他人の身体に損害を与えた場合	免責金額(自己負担額) 5,000円	1名 1億円 1事故 5億円	<p>ボランティアが花壇に水まきをする活動をしていたところ、子どもがホースにつまずき、ケガをさせてしまった。</p> <p>ボランティア活動中に、他のボランティアに誤ってケガをさせてしまった。</p> <p>ボランティア活動中、荷物運搬のために使用していた台車を止めたところ、ストッパーがゆるんで動いてしまい、駐車中の車にぶつかり傷をつけてしまった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車、バイクの所有・使用に起因する賠償責任</li> <li>故意によって生じた賠償責任</li> <li>地震、津波等の天災に起因する賠償責任</li> <li>被保険者と同居する親族に対する賠償責任</li> <li>屋根、窓等から入る雨・雪等による財物の損壊に起因する賠償責任</li> <li>理美容や看護師等の免許に基づく行為に起因する賠償責任</li> </ul> <p>など</p>		
	財物賠償	他人の財物に損害を与えた場合	免責金額(自己負担額) 5,000円	1事故 500万円				
	保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合	免責金額(自己負担額) 5,000円	1事故 500万円				